

議会活性化特別委員会次第

令和8年2月20日
予算説明会終了後開議
301会議室

協議事項

- 1 加賀市議会基本条例の検証について 資料1、2
- 2 議会報告会について
- 3 加賀市公式ラインでの3月定例会の告知について 資料3

その他

令和 8 年 2 月 2 0 日



加賀市議会議会運営委員会
委員長 稲垣清也 様

議会活性化特別委員会
委員長 中川敬雄

加賀市議会基本条例の検証結果について(報告)

標記の件について、本委員会において、全委員から意見を聴取し、それら意見及び条文に則した加賀市議会での取り組み実績を踏まえ、加賀市議会基本条例の検証を実施いたしました。

このたび、本委員会での検証結果を取りまとめましたので下記のとおり報告いたします。今後、本委員会での検証結果を踏まえ、条例改正や議会運営委員会で議題として取り上げるなど、適切に対処いただきますようお願いいたします。

記

1. 条例改正が必要な条項

(1) 第3条(会派)及び第8条(市長等との関係の透明性の確保)について

[意見内容及び理由]

第3条及び第8条において、現行の条文では意味を取りにくいいため、分かりやすい表現に改めるべきと考える。

2. その他意見が出されたもの(参考)

条文修正の意見及び今後の取り組みに対する意見が提出された。本委員会における協議の結果、いずれも条文の修正はせず、原文のままとすることとなった。

なお、条文修正の意見については、本委員会での協議結果(修正しない理由)も示すこととする。

(1) 第4条(災害時の対応)

・「第2項 議会は災害発生時には、情報通信技術を積極的に活用することにより、議員間の連携、情報共有および議会活動の継続を図るものとする。」

⇒下線部を追記修正する意見であるが、「議員間の連携、情報共有」は、同条第3項に記載されている必要な事項として、加賀市議会業務継続計画において定めていることから原文のままとする。

・オンライン会議「情報通信技術の活用」が追加されたが、この通信網が遮断される場合の想定も必要かと。

(2) 第5条（開かれた議会の推進）

・予算決算委員会の質疑を今までは、3月、9月定例会において必ず行われていたものが、できるという形にとどめたのは逆行していると考ええる。

(3) 第7条（市政運営状況の監視）

・次年度の財政状況はかなり厳しいものだと考える。そこで財政について第三者の専門知識を介して議員との勉強会等も必要では。

(4) 第13条（政策討論会）

・「議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図るとともに、多様な意見を尊重し、建設的な議論を促進するため、議員で構成する政策討論会を必要に応じて開催する。討論会の内容については、市民に対して適切に情報共有を行うものとする。」

⇒下線部を追記修正する意見であるが、「多様な意見を尊重し、建設的な議論を促進する」ことは前提としているものであり、原文のままとする。

また、「市民に対して適切に情報共有を行う」ことについては、同条例第17条（市民参加及び市民との連携）において、市民に対する説明責任を果たすことを謳っていることから原文のままとする。

(5) 第14条（政策提案の推進）

・条例の制定だけでなく、時代の変化に合わせて廃案とすることについても定めてはいかがでしょうか。例えば「議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、条例の廃止又は見直しについても必要に応じて議論を行うものとする。」など。

(6) 第16条（議会事務局の体制整備）

- ・ 人員体制の充実が必要。業務が多様化しているため、適切な人員配置と業務分担の見直しが必要と考える。

(7) 第17条 (市民参加及び市民との連携)

- ・ 再生プロジェクト、タウンミーティングがこれにあたるものかと。

(8) 第22条(議員定数及び議員報酬)

- ・ 議員削減・適正化の議論をしたほうが良い。

◎加賀市議会基本条例(平成23年4月施行)の検証〔R7〕

第1章 総則
(会派)
第3条 議会の会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成し、活動する。

	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
令和7年度検証	特になし	<p>【ビリーブ加賀】 「同一の理念及び政策」の定義が曖昧である。実際には、すべての政策で一致することは難しいと考えます。「共通の基本的な理念や政策を共有する」と柔軟な表現にしてみてもどうか。単に「構成し、活動する」だけでなく、議会運営の参画など会派の役割を明文化してはどうか「議会の会派は、基本的な理念や政策を共有する議員が、議会活動を円滑効果的に行うために構成する団体とする。」</p> <p>【中川委員長】 この条文では意味を取りにくいいため、分かりやすい表現に改めてはどうか。</p>	<p>条文の修正が必要 「理由」 現行の条文では、謳っている内容が分かりにくいという意見があり、より分かりやすい表現に改めるべきと考える。</p> <p>修正案 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>

第1章 総則

(災害時の対応)

第4条 議会は、災害が発生したときは、議会機能を的確に維持するため、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 議会は、災害等発生時には、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の継続を図るものとする。

3 災害時の対応に関し必要な事項は、加賀市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての機能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>○議会基本条例を改正 (R4年6月)</p>	<p>【ビリーブ加賀】 第2項 議会は災害発生時には、情報通信技術を積極的に活用することにより、議員間の連携、情報共有および議会活動の継続を図るものとする。</p> <p>【つなぐ加賀】 オンライン会議「情報通信技術の活用」が追加されたが、この通信網が遮断される場合の想定も必要かと。</p>	<p>条文の修正は必要なし 「理由」 議員間の連携、情報共有は、同条第3項にある必要な事項として、加賀市議会業務継続計画において定めていることから原文のままとする。</p>

第2章 開かれた議会

(開かれた議会の推進)

第5条 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
令和7年度検証	特になし	<p>【つなぐ加賀】</p> <p>予算決算委員会の質疑を今までは、3月、9月定例会において必ず行われていたものが、できるという形にとどめたのは逆行していると考ええる。</p>	<p>条文の修正は必要なし</p> <p>「理由」</p> <p>左記の意見は今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。</p>

第3章 監視する議会

(市政運営状況の監視)

第7条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、公平性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視するものとする。

令和7年度検証	実績(～R3)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	【つなぐ加賀】 次年度の財政状況はかなり厳しいものだと考える。そこで財政について第三者の専門知識を介して議員との勉強会等も必要では。	条文の修正は必要なし 「理由」 左記の意見は今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

第3章 監視する議会

(市長等との関係の透明性の確保)

第8条 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、その記録を市長等に求め、両者の関係の透明性を図るものとする。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	<p>【中川委員長】</p> <p>この条文では意味を取りにくいいため、分かりやすい表現に改めてはどうか。</p>	<p>条文の修正が必要</p> <p>「理由」</p> <p>現行の条文では、謳っている内容が分かりづらいとの意見があり、より分かりやすい表現に改めるべきと考える。</p> <p>修正案</p> <p>議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。</p>

第4章 審議する議会

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>○政策討論会を開催 公共施設マネジメントについて(R4年7月) ゆけむり健康村について(R4年9月)</p>	<p>【ビリーブ加賀】 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図るとともに、多様な意見を尊重し、建設的な議論を促進するため、議員で構成する政策討論会を必要に応じて開催する。討論会の内容については、市民に対して適切に情報共有を行うものとする。</p>	<p>条文の修正は必要なし 「理由」 同条例第12条第2項における議員間討議についても、「多様な意見を尊重し、建設的な議論を促進する」ことは前提としてあるものであり、原文のままとする。 また、「市民に対して適切に情報共有を行う」点については、第17条において、市民に対する説明責任を果たすことを謳っていることから原文のままとする。</p>

第5章 政策提案する議会

(政策提案の推進)

第14条 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させ、市民と協働してまちづくり活動に取り組むために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案するよう努めなければならない。

2 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>○政策条例を制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加賀市デジタル技術の活用による持続可能なまちづくり条例（R5年9月） ・加賀市スポーツ推進条例（R5年9月） <p>○政策提言を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の在り方に関する提言書（R4年7月） ・観光地としての温泉地の維持・発展のための提言書（R4年8月） ・デジタル田園健康特区に関する取組についての提言書（R5年9月、R6年9月） ・加賀市における高齢者施策についての提言書（R7年9月） ・加賀市におけるスポーツ関連施策についての提言書（R7年9月） 	<p>【高橋】</p> <p>条例の制定だけでなく、時代の変化に合わせて廃案とすることについても定めてはいかがでしょうか。例えば「議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、条例の廃止又は見直しについても必要に応じて議論を行うものとする。」など。</p>	<p>条文の修正は必要なし</p> <p>「理由」 左記の意見は今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。</p>

第5章 政策提案する議会

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○金沢大学法科大学院と連携事業の展開 ・議長等が大学講義の講師参加(毎年度) ・インターンシップ(R4年、R6年) ・政策条例づくりへの助言・アドバイス(適宜)	【ビリーブ加賀】 人員体制の充実が必要。 業務が多様化しているため、適切な人員配置と業務分担の見直しが必要と考える。	条文の修正は必要なし 「理由」 左記の意見は今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

第6章 市民が参加する議会

(市民参加及び市民との連携)

第17条 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、委員会を原則公開する。

3 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
令和7年度検証	特になし	【つなぐ加賀】 再生プロジェクト、タウンミーティングがこれにあたるものかと。	条文の修正は必要なし 「理由」 左記の意見は今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員定数及び議員報酬)

第22条 議員定数又は議員報酬に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

令和7年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	【ビリーブ加賀】 議員削減・適正化の議論をしたほうが良い。	条文の修正は必要なし 「理由」 左記の意見は今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

加賀市公式ラインでの3月定例会の告知 サンプル図



加賀市役所 Kaga City

【加賀市議会】

令和8年3月定例会のご案内🔊

◆ 会期予定

2月27日(金)～3月19日(木)

◆ 開会・市長提出議案説明

2月27日(金)10時～

◆ 質疑・一般質問

3月10日(火)、11日(水)9時30分～

◆ 委員長報告・討論・採決・閉会

3月19日(木)13時30分～

議会に関する情報はHPよりご確認ください

さい👉

<https://www.city.kaga.ishikawa.jp/gikai/index.html>